

監査報告書

令和3年5月21日

学校法人立教学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人立教学院
監事（常任） 菊地 進

監事 北岡 修一

監事 平田 徳久

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人立教学院寄付行為第21条の規定に基づき、学校法人立教学院の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下の通り報告します。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- （1）学校法人立教学院の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- （2）計算書類等は、会計帳簿との記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

3. その他所見

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、遠隔授業（オンライン）や学生への緊急支援対策等を実施されるなど、迅速かつ適切に対応されたことを高く評価します。感染症拡大はなお予断を許しませんので、引き続き各種対策の実施並びに教育研究活動の維持と更なる充実に取り組まれることを望みます。
- （2）事業計画の作成・公表及び中期計画の作成が進められ、経営の安定と教学の充実を法人運営全体の中に位置づけ展開されることを明確にされたことを評価します。今後はその実行が大事であり、一貫連携教育や各校における重点事業を学院の積極的な支援と経営的マネジメントの下に効率的・効果的に進められることを望みます。

以上